

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券・10株券・100株券・100株を超える株数を表示した株券を発行することができる。
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	株券1枚につき250円
端株の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1株当たりの手数料金額を算定（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額）し、これを買取った端株の数で按分した金額（円位未満の端数が生じた場合には切り捨てた金額） (1) 1株当たり買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15% （2,500円に満たない場合には2,500円とする。） (2) 1株当たり買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90% + 2,500円
公告掲載方法	日本経済新聞に掲載する方法により行います。ただし、決算公告につきましては当社ウェブサイト（ <a href="http://www.mizuho-fg.co.jp/">http://www.mizuho-fg.co.jp/</a> ）に掲載いたします。
株主に対する特典	ありません

（注）端株の買取りにおける株主名簿管理人とは、端株に関する名義書換代理人を意味しております。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、証券取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |     |   |                           |
|-----|---|---------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度（第4期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）                                  | 平成18年6月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) | 有価証券報告書の訂正報告書<br><br>平成18年6月29日提出の第4期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。                              | 平成18年7月7日<br>関東財務局長に提出。   |
| (3) | 半期報告書<br><br>（第5期中）（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）   | 平成18年12月27日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) | 臨時報告書<br><br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第15号の3（連結子会社の吸収合併実施の決定）に基づく臨時報告書であります。              | 平成19年1月16日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) | 臨時報告書<br><br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書であります。 | 平成19年3月29日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) | 臨時報告書<br><br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。                        | 平成19年4月2日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) | 臨時報告書の訂正報告書<br><br>平成19年1月16日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。                                     | 平成19年4月3日<br>関東財務局長に提出。   |
| (8) | 自己株券買付状況報告書<br><br>報告期間（自 平成19年5月1日 至 平成19年5月31日）                                       | 平成19年6月11日<br>関東財務局長に提出。  |